

● 神戸市日中一時支援事業（日帰り利用）について

日中知事支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の「地域生活支援事業」に位置づけられており、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を行うものである。

神戸市では、保護者又は家族の疾病や婚葬祭等の一時的なニーズに対応する「日帰り利用」のみを実施している。

（１） 対象者

市内に居住する障害支援区分が１以上の身体・知的障害者（児）であって、保護者又は家族の疾病その他の理由により、障害者支援施設等での日帰り利用を必要とする者。

※ 精神障害者は日帰り利用の対象となっていません。

※ 市内居住とは、市内に住民登録があること。

（２） 自立支援給付(介護給付)の短期入所との関係

日帰り利用希望者は、福祉事務所で「短期入所の支給決定」を受け、当該支給量の範囲内で「日帰り利用」を利用するものとする。また、「短期入所」申請時に「日帰り利用」を希望していなくとも、支給量の範囲内で「日帰り利用」を利用することが可能。

（３） 利用日数

「短期入所」の支給量から短期入所の利用日数を差し引いた範囲内。

日帰り利用は４時間未満であれば 1/4 日、８時間未満であれば 1/2 日、８時間以上であれば 3/4 日でカウントされる。

支給量 7 日/月の場合の利用例

① 3泊4日の短期入所+8時間未満の日帰り利用6回(1/2日×6回) = 7日

② 8時間未満の日帰り利用10回(1/2日×10回)+4時間未満の日帰り利用8回(1/4日×8回)

= 7日

（４） 決定の有効期間

自立支援給付(介護給付)の短期入所の支給期間による。

（５） 費用単価及び利用料

費用：４時間未満であれば、「短期入所」１日分単価の 1/4、８時間未満であれば 1/2、８時間以上であれば 3/4

利用料：費用の 1 割。ただし、市町村民税非課税世帯及び生活保護世帯は 0 円。

食費：実費。ただし、所得区分が低所得の利用者は、食費負担減免有り。

※利用料は、利用者負担上限額管理及び高額障害福祉サービス費いづれの対象にもならない。

(6) 送迎

原則、施設による送迎はなし。

(7) 留意点

- ① 「週3～5日」など長期継続的な利用は不可。また、デイサービスの利用も、日帰り利用の趣旨と異なるため不可。
- ② 施設通所者が日帰り利用扱いで同一施設内に遅くまで残ることについては、緊急やむを得ない事情による場合および一時的な利用が必要となる理由を確認できる場合は可。ただし、継続的な理由による利用は不可。
- ③ 受給者証を持っていない知的障害者から、日帰り利用だけの利用申請があった場合であっても、認定調査及び障害支援区分の認定が必要。
- ④ 障害支援区分が「非該当」の知的障害者については、要件に該当すれば「生活サポート事業/自立支援ショートステイの一時利用」を利用することができる。

(8) 利用の流れ

利用者	<ul style="list-style-type: none">・短期入所の利用申請を行う。・決定後、直接、日中一時支援事業の認定を受けた事業者（以下「日帰り利用認定事業者」という。）に利用を申し込む。
利用者及び日帰り利用認定事業者	<ul style="list-style-type: none">・利用契約を締結。・利用料・食費等は、利用者より直接徴収してください。・利用の都度、「障害福祉サービス 契約内容等記入表」の「短期入所事業者提供実績記入欄」に日帰り利用の実績を記入してください。・日数については、以下のとおり記入してください。<ul style="list-style-type: none">① 4時間未満 0.25日② 8時間未満 0.5日③ 8時間以上 0.75日

(9) 費用請求関係

利用者及び日帰り利用認定事業者	<p><u>各月ごと</u></p> <ul style="list-style-type: none">・サービス提供実績記録票に利用者の印または自署をもらってください。 <p><u>サービス提供月の翌月10日まで</u></p> <ul style="list-style-type: none">・「サービス提供実績記録票（写）」、「明細書」、「請求書」を神戸市福祉局障害者支援課へ提出してください。 <p><u>請求額</u></p> <ul style="list-style-type: none">・（費用単価に基づき算定される当月の費用総額）×90/100（※）※生活保護世帯は100/100
神戸市	<ul style="list-style-type: none">・請求内容を確認審査のうえ、請求月の翌月末に費用をお支払いします。

※様式について

「サービス提供実績記録票」、「明細書」、「請求書」の様式については、自立支援給付の様式を準用します。